

## ガイドラインのポイント

### 1. ガイドライン全体の位置づけ

- 街の賑わい創出等の目的で、道を活用した地域活動を継続して行いたい団体等のために、現行法にもとづいて、道を活用した地域活動を行う際の基本的な考え方や必要な手続き等を示し、活動方法についてわかりやすく解説するもの  
許認可の運用（解釈）に関する参考資料。各地域でのイベント等の実施状況を見ながら、運用改善等に努めていく

### 2. 地域活動の内容

- 道を活用した継続的かつ反復的な地域活動を対象（短期間のイベントにも適用は可能）
- 対象とする地域活動は、オープンカフェ等の収益活動を含む道路の利活用と公益活動（道路管理等）に関する活動の組み合わせを想定  
道路の利活用：オープンカフェ（オープンテラス）  
歩行者天国、朝市  
祭り、パレード、コンサート  
大道芸（ストリート・パフォーマンス） 等  
公益活動：歩道などの清掃活動、花や植栽による環境美化活動  
防犯パトロール、交通安全活動  
その他地域づくり活動 等

### 3. 地域活動の主体

- 地方公共団体、地元商店街、地域住民、TMO、NPO等を想定し、実施にあたっては関係者からなる協議会等を設置

### 4. 活動資金の調達

- 活動資金は、関係者の負担、地域活動による収益等を想定  
強制的な徴収方法は想定していない